平成19年度決算に基づく加賀市の健全化判断比率等

目次

・ 実質赤字比率・・・・・1

・ 連結実質赤字比率 ・・・・3

・ 実質公債費比率・・・・・5

・ 将来負担比率・・・・・7

・ 資金不足比率 ・・・・9

実質赤字比率

・実質赤字比率 ・・・ 地方自治体において、行政を運営するうえで最も基本となる経費を扱う「一般会計」における、実質赤字の標準財政規模に占める割合です。 により算出されます。

実質赤字比率	=	一般会計の実質赤字額	
, 夫貝小子儿 学 	_	標準財政規模	

【分子について】

平成19年度の加賀市の一般会計の実質赤字の額(分子)は下記により算出されます。(表1)

表1 平成19年度決算による実質赤字の額

(単位:千円)

歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	形式収支(C) ((A)-(B))	翌年度へ繰越す財源(D)	実質収支額 (E) ((C)-(D))
28,735,194	28,515,926	219,268	108,150	111,118

自治体に一年間に入ってきたお金と、出ていったお金の単純な差引きを形式収支といい、形式収支からなんらかの理由で年度内に支出を終えることができず、翌年度に繰り越して使うことになったお金を差し引いたものが実質収支とよばれます。

この実質収支がプラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字が発生しているということになります。 平成19年度決算に基づく、加賀市の実質収支額は111,118千円(黒字)です。

【分母について】

標準財政規模とは、地方自治体の自由に使えるお金(一般財源)の標準的大きさを示す指標です。 【標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額】で算出されます。(表2)

表 2 平成19年度決算による標準財政規模の額

(単位:千円)

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債発行可能額 (C)	標準財政規模 (A)+(B)+ (C)
	11,216,880	5,948,968	712,723	17,878,571

標準税収入額等とは標準税率により計算した地方税及び地方譲与税、交付金等の収入見込額の理論値をいいます。これに自治体間の財源の不均衡を調整する機能を持ち、国が徴収した税の一定割合を地方に配分する地方交付税のうち普通交付税と、地方交付税の不足する金額の一部をいったん地方自治体において借入れる<u>臨時財政対策債(注1)</u>の発行可能額を加えたものが標準財政規模となります。

注1 臨時財政対策債はその返済額が全額普通交付税にて措置されます。

【実質赤字比率について】

以上から、平成19年度決算に基づく加賀市の実質赤字比率が算出されます。(表3)

表3 平成19年度決算による実質赤字比率

加賀市の実質赤字比率	111,118千円 (黒字)	0.62%
加負的の关負が予心平	17,878,571千円	0.02 /6

区分	平成19年度決算による 加賀市の比率	
実質赤字比率	- %	

早期健全化基準 (加賀市の場合)	財政再生基準
12.60 %	20.00 %

平成19年度決算に基づく、加賀市の実質赤字額は111,118千円(黒字)であるために 実質赤字比率はマイナスの値(0.62%)となります。

比率がマイナスの場合は赤字が発生していないということになり、表記上「 - 」として表されます。

平成19年度決算に基づく加賀市の実質赤字比率は「-」であり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

連結実質赤字比率

・連結実質赤字比率・・・・

地方自治体において基本となる行政サービスを行う一般会計だけでなく、国民健康保険や介護保険などの特別会計及び、病院や下水道などの公営企業会計も含めて計算した実質赤字額の標準財政規模に占める割合です。

により算出されます。

連結実質赤字額 実質赤字比率 = -------標準財政規模

【分子】

平成19年度の加賀市の連結実質赤字額は下記により算出されます。 (表1)

表1 平成19年度決算による連結実質赤字の額

(単位:千円)

項目	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	形式収支(C) ((A)-(B))	翌年度へ繰越す財源(D)	実質収支額(E) ((C)-(D))
一般会計	28,735,194	28,515,926	219,268	108,150	111,118
国民健康保険特別会計	9,249,189	9,249,119	70	-	70
老人保健特別会計	8,687,942	8,760,670	72,728	-	72,728
介護保険特別会計	5,150,388	5,106,264	44,124	-	44,124

項目	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)		(注1)建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高(D)	資金不足又は剰余額(E) ((A)-(B)-(C)-(D))
下水道事業特別会計	3,221,551	3,220,267	-	-	1,284

項目	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	\ · · /	(注1)建設改良費等以外の経費のために起こした 地方債残高(D)	(E)	販売用土地の取得造成 のために起こした地方 債残高等(F)	(注2)資金不足又 は剰余額 (G)
土地区画整理事業特別会計	81,495	81,428	-	-	174,662	331,480	0

項目	流動資産及び(注 3)控除額の合計(A)	流動負債及び(注 4)控除額の合計 (B)	(注1)建設改良費等以外の経費のために起こした地方債残高(C)	資金不足又は剰余額(D) ((A)-(B)- (C))
病院事業会計	1,709,667	482,139	-	1,227,528
水道事業会計	1,354,262	380,467	-	973,795

連結実質収支額 2,285,191

(注1)建設改良費等以外の経費のために起した地方債とは、運転資金にあてるため起した地方債です。退職手当債などが該当します。

(注2) 土地区画整理事業会計における資金不足額又は剰余額 = (A) - (B) - (C) - (D) + (E)

(注3)流動資産からの控除額は(ア)建設改良費にあてる未払金及び一時借入金で、翌年度に地方債を起してその財源とするもの (イ)他会計との間のお金のやり取りで生じる重複額となります。

(注4)流動負債からの控除額は(ア)年度内に支出が終わらずに翌年度に繰り越す財源

(イ)他会計との間のお金のやり取りで生じる重複額 となります。

(注)公営企業会計においては、上記により算出した資金不足又は剰余額がマイナスの場合、解消可能資金不足額を合算することができます。 (加賀市の19年度決算においては上記により算出した資金不足又は剰余額がプラスのため、解消可能資金不足額は合算していません。) 一般会計及び、公営企業会計を除いた特別会計(国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計)においては実質収支額、公営企業会計(下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計病院事業会計、水道事業会計)においては「資金不足又は剰余額」について合計した値が連結実質収支額となります。

連結実質収支額がプラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字が発生しているということになります。 平成19年度決算に基づく、加賀市の連結実質収支額は2,285,191千円(黒字)です。

【分母】

標準財政規模とは、地方自治体の自由に使えるお金(一般財源)の標準的大きさを示す指標であり 【標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額】で算出されます。(表2)

表 2 平成19年度決算による標準財政規模の額

(単位:千円)

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債発行可能額 (C)	標準財政規模 (A)+(B)+ (C)
	11,216,880	5,948,968	712,723	17,878,571

【連結実質赤字比率について】

以上から、平成19年度決算に基づく加賀市の連結実質赤字比率が算出されます。(表3)

表3 平成19年度決算による実質赤字比率

加賀市の連結実質赤字比率	2,285,191千円(黒字)	12.700/
加負巾の建筑关負が于比率	17,878,571千円	- 12.78%

区分	平成19年度決算による 加賀市の比率
連結実質赤字比率	- %

早期健全化基準 (加賀市の場合)	財政再生基準		
17.60 %	6	40.00	%

平成19年度決算に基づく、加賀市の連結実質赤字額は2,285,191千円(黒字)であるために連結実質赤字比率はマイナスの値(12.78%)となります。

比率がマイナスの場合は赤字が発生していないということになり、表記上「 - 」として表されます。

平成19年度決算に基づく加賀市の連結実質赤字比率は「 - 」であり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

実質公債費比率

・実質公債費比率

一般会計で借り入れた借金の返済だけでなく、水道や病院など公営企業会計で借り入 れた借金の返済や、一部事務組合(複数の地方公共団体が事務を共同で処理するため に組織した団体)等で借り入れた借金の返済、また債務負担行為(将来にわたる経費 の支出についての約束)に基づく支出に対する負担なども加味して、そのすべての負 担に賄われている一般財源が標準財政規模に占める割合です。

により算定されます。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+償還金に係る基準財政需要額算入額) - の3ヵ年平均 実質公債費比率

標準財政規模 - 償還金に係る基準財政需要額算入額

【分子】

平成19年度決算に基づく加賀市の実質公債費比率の分子は下記により算出されます。(表1)

平成19年度決算に基づく実質公債費比率分子について 表 1

(単位:千円)

						J /	
項目		年度	17年度	18年度	19年度		
		一般会計の元利償還金	4,794,478	4,818,793	4,799,349		一般会計で借入れた借金の、元金及び利子の返済額(元利償還金)です。
	準元利償還金	水道事業会計への繰出金	52,945	53,033	51,526		
分子		病院事業会計への繰出金	460,186	459,564	486,741		繰出金とは、会計間でやりとりされるお金のことです。特別会計では利用料金等 での独立採算が原則となっていますが、一部については一般会計の税金等から負 担することになっています。
		下水道事業特別会計への繰出金	660,403	722,683	741,298		一般会計が負担するお金のうち、特別会計で借り入れた借金の元利償還金に充て たと認められるものが準元利償還金となります。
		土地区画整理事業特別会計への繰出金	26,566	64,447	71,557		
		南加賀広域圏事務組合への負担金	6,205	6,200	5,253		組合等への負担金・補助金のうち、組合等が借り入れた借金の元利償還金に充て
		小松加賀環境衛生事務組合への負担金	43,331	43,123	40,982		(たと認められるものです。
子,		公債費に準ずる債務負担行為	48,198	52,974	67,428		借金返済ではありませんが、過去の約束に基づき支出するという点で借金返済と性格が似て あり、準元利償還金となります。社会福祉法人が施設整備ために借入れたお金の、返済に対 する市からの補助金などになります。
_	\bigvee	一時借入金の利子		12	147		ー時借入金とは、自治体が現金の不足により必要経費の支払いが滞るのを防ぐために、一時 的に銀行などから借り入れるお金のことを言います。長期的な計画に基づいた借金(地方 債)とは区別されますが、準元利償還金となります。
		地方債を財源とする貸付金の元利償還金	13,332	13,332	11,527		福祉施設に対して行った貸付についての返済額です。
	分 子	公営住宅使用料	26,130	36,166	49,994		借金をして行った事業からの収入である公営住宅の使用料のうち、元利償還金に 充てたと認められる額です。
	ナから控	都市計画税充当見込額	542,731	506,304	540,687		都市計画税収入のうち、都市計画事業に係る元利償還金に充てたと認められる額です。
	除	県からの補助金	11,996	35,156	72,406		県からの補助金である、合併特例交付金及び市町村振興助成金です。
		元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額	3,307,136	3,286,864	3,342,203		元利償還金・準元利償還金は、その種類により返済額の一部が自治体の収入となる普通交付税の一部として措置されることになっています。 (基準財政需要額算入額)
	合計額		2,190,987	2,343,007	2,247,464		

【分母】

標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を控除した額となります。(表2)

表 2 平成19年度決算による実質公債費比率分母の額

(単位:千円)

年度 項目	17年度	18年度	19年度
標準税収入額等(A)	10,765,251	10,999,709	11,216,880
普通交付税額(B)	6,222,688	6,241,881	5,948,968
臨時財政対策債発行可能額(C)	904,561	785,592	712,723
標準財政規模(D)((A)+(B)+(C))	17,892,500	18,027,182	17,878,571
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(E)	3,307,136	3,286,864	3,342,203
合計額((D)+(E))	14,585,364	14,740,318	14,536,368

【実質公債費比率について】

以上から、平成19年度決算に基づく加賀市の実質公債費比率が算出されます。(表3)

表3 平成19年度決算による実質公債費比率

加賀市の実質公債費比率	15.02 + 15.89 + 15.46		15 10/
	3	· _	13.470

平成17年度・・・ 2,190,987÷ 14,585,36415.02%平成18年度・・・ 2,343,007÷ 14,740,31815.89%平成19年度・・・ 2,247,464÷ 14,536,36815.46%

区分	平成19年度決算による 加賀市の比率
実質公債費比率	15.4 %

早期健全化基準		財政再生基準	
25.0	%	35.0	%

平成19年度決算に基づく、加賀市の実質公債費比率は15.4%であり、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

将来負担比率

・将来負担比率 ・・・ 一般会計、特別会計及び一部事務組合等で借り入れた借金のほか、債務負担行為に 基づく支出予定額や退職手当支給予定額、また設立した地方公社や第3セクター法 人の負債額や債務保証額等について、一般会計が将来負担すると見込まれる額の標 準財政規模に占める割合です。

により算定されます。

将来負担額 - (充当可能基金 + 特定財源 + 地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率

標準財政規模 - 償還金に係る基準財政需要額算入額

【分子】

平成19年度の加賀市の将来負担比率の分子は下記により算出されます。(表1)

表 1 加賀市の19年度決算による将来負担比率(分子)の額

(単位:千円)

			(単位:十円
		一般会計の地方債現在高	37,428,978
		水道事業会計の地方債現在高に対する 一般会計の繰出見込額	549,980
		病院事業会計の地方債現在高に対する 一般会計の繰出見込額	3,800,441
		下水道事業会計の地方債現在高に対する 一般会計の繰出見込額	13,257,361
		土地区画整理事業会計の地方債現在高に対する 一般会計の繰出見込額	156,818
		南加賀広域圏事務組合の地方債現在高に対する 負担金の見込額	8,754
		小松加賀環境衛生事務組合の地方債現在高に対する 負担金の見込額	22,234
		公債費に準ずる債務負担行為	681,469
分 子		退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	6,462,173
		土地開発公社の負債のうち一般会計の負担見込額	60,198
		損失補償債務等のうち一般会計等の負担見込額	3,039
		地方債の償還額等に充当可能な基金	2,529,608
		国や県からの補助金	429,189
	分 子	地方債を財源とする貸付金の償還金	53,360
	分子から控	公営住宅使用料	569,830
	控 除	都市計画税充当見込額	5,123,700
		債務負担行為に係る納入金	16,781
		地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額	34,945,280
		分子の合計額	18,763,697

- 般会計で借り入れた借金の年度末における現在高です。 特別会計に対して、一般会計が負担するお金のうち、特別会計で 借り入れた借金の元金の返済(元金償還金)に今後充てると見込 まれる額です。 過去3年間の元金返済に対して、一般会計からのお金を充てた割 合と、特別会計で借り入れた借金の年度末現在高から計算されま 組合への負担金・補助金のうち、組合で借り入れた借金の元金償 還金に今後充てると見込まれる額です。 過去3年間の返済に対して、一般会計がお金を負担した割合と、 組合で借り入れた借金の年度末現在高から計算されます。 社会福祉法人が施設整備ために借入れたお金の返済に対して、今 後一般会計が補助を行う見込額などになります。 年度末において、全ての職員が退職した場合に一般会計が負担す ると見込まれる額です。 土地開発公社が抱える負債のうち、一般会計が負担する見込額で 石川県信用保証協会に対する損失補償債務のうち一般会計が負担 する見込額です。 市の貯金である財政調整基金や減債基金のほか、特定目的基金の 一部も含まれます。 県からの補助金である、合併特例交付金等や、債務負担行為に伴 う国庫補助金の今後の収入見込額です。 福祉施設に対して行った貸付についての今後の返済見込額です。 公営住宅の建設に伴い起した地方債の現在高と、過去3年間の元 金償還金に対して使用料を充てた割合から計算されます。 都市計画税収入のうち、地方債の元金償還金に充てたと認められ る額です。 法人福祉施設が施設整備ために借入れたお金の返済に対して市が 補助していますが、この補助に対する納入金です。 加賀市や組合が借入れた借金の年度末現在高に関して、今後加賀

市の収入となる普通交付税の一部として措置される額です。

【分母】

標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を控除した額となります。(表2)

表 2 平成19年度決算による将来負担比率分母の額

(単位:千円)

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額(B)	臨時財政対策債発行可能額 (C)	標準財政規模(D) ((A)+(B)+ (C))	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(E)	合計 (D)+(E)
	11,216,880	5,948,968	712,723	17,878,571	3,342,203	14,536,368

【将来負担比率について】

以上から、平成19年度決算に基づく加賀市の将来負担比率が算出されます。(表3)

表3 平成19年度決算による将来負担比率

加賀市の将来負担比率	18,763,697千円	_	1 2 0 0 0/
加貝印の付木貝担比学	14,536,368千円		129.0%

区分	平成19年度決算に る加賀市の比率	
将来負担比率	129.0	%

早期健全化基準	財政再生	基	準	
350.0 %	%		-	%

平成19年度決算に基づく、加賀市の将来負担比率は129.0%であり、早期健全化基準を 下回っています。

資金不足比率

・資金不足比率・・・・

病院や下水道などの公営企業会計における資金不足又は剰余額 の事業規模に占める割合です。 により算定されます。

資金不足比率 = 資金の不足又は剰余額 事業の規模

【分子】

平成19年度の加賀市の資金不足又は剰余額は下記により算出されます。(表1)

表1 平成19年度決算による資金不足又は剰余額

(単位:千円)

項目	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	翌年度へ繰越す財源 (C)	建設改良費等以外の経費のため に起こした地方債残高(D)	資金不足又は剰余額(E) ((A)-(B)-(C)-(D))
下水道事業特別会計	3,221,551	3,220,267	•	-	1,284

項目	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	翌年度へ繰越す財源 (C)	建設改良費等以外の経費のため に起こした地方債残高(D)	今後の土地収入見込額 (E)	資金不足又は剰余額 (F)
土地区画整理事業特別会計	81,495	81,428	1	-	174,662	0

項目	流動資産及び控除額の 合計(A)		建設改良費等以外の経費のため に起こした地方債残高(C)	資金不足又は剰余額(D) ((A)-(B)-
病院事業会計	1,709,667	482,139	-	1,227,528
水道事業会計	1,354,262	380,467	-	973,795

【分母】

事業の規模とは下記により算出されます。

【営業収益の額 + 指定管理者の利用料金収入の額 + 受託工事収益の額】(表2)

(土地区画整理事業特別会計においては【 注1資本の額に相当する額 + 注2負債の額に相当する額】 により算定されます。)

注1 資本の額に相当する額・・・・

建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

建設改良費の財源に充てるために起こした他会計借入金の現在高

注2 負債の額に相当する額・

建設改良費以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高 建設改良費以外の財源に充てるために起こした他会計借入金の現在高 実質赤字額

表2 平成19年度決算による事業の規模の額

(単位:千円)

項目	営業収益の額(A)	指定管理者の利用料金 収入の額(B)	受託工事収益の額(C)	事業の規模(D) ((A)+(B)-(C))
下水道事業特別会計	629,824	-	-	629,824
病院事業会計	5,091,132	-	-	5,091,132
水道事業会計	2,528,903	-	961	2,527,942

項目	資本の額(A)	負債の額(B)	事業の規模(C) (A)-(B)
土地区画整理事業特別会計	331,480	-	331,480

【資金不足比率について】

以上から、平成19年度決算に基づく加賀市の資金不足比率が算出されます。(表3)

【分子】 ÷ 【分母】

下水道事業特別会計・・・1,284 ÷ 629,8240.20%土地区画整理事業特別会計・・・0 ÷ 331,4800%病院事業会計・・・1,227,528 ÷ 5,091,13224.10%水道事業会計・・・973,795 ÷ 2,527,94238.52%

表3 平成19年度決算による資金不足比率

項目	資金不足比率		
下水道事業特別会計	- %		
土地区画整理事業特別会計	- %		
病院事業会計	- %		
水道事業会計	- %		

経営健全化基準		
20.0%		
20.0%		
20.0%		
20.0%		

比率がマイナスもしくは0の場合は資金不足が発生していないということになり、表記上「-」として表されます。

平成19年度決算に基づく公営企業資金不足比率は下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計 病院事業会計、水道事業会計において「-」となり、経営健全化基準を下回っています。